

おおむた「大蛇山」まつり振興会
ホームページ改装運営業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月24日

おおむた「大蛇山」まつり振興会広報宣伝部会

1. 業務名

おおむた「大蛇山」まつり振興会ホームページ改装運営業務

2. 業務の目的

おおむた「大蛇山」まつり振興会（以下、「振興会」）では、平成15年にホームページを作成し、現在に至るまで毎年の開催情報等を発信してきた。現在、情報の取得源はインターネットが大きなシェアを占め、ホームページの担う役割はより大きくなっているが、現状のホームページではまつりの魅力を十分に発信ができていないと難しい。そこで、大牟田市民の誇りである、おおむた「大蛇山」まつりをよりグローバルに、そして魅力的なコンテンツとして発信することで、来訪者の獲得につなげることを目的とし、振興会ホームページをリニューアルする。

単なる情報発信に留まらず、多くの人々が安心・安全におまつりを楽しんでもらえるように、ホームページの見やすさや使い勝手の改善やアクセス分析等により、来訪者の需要や志向等を把握し、より良いおまつりの発展のために、ホームページのリニューアル構築を行うものである。

構築・運用においては、おまつりの魅力をPRするための斬新なデザインや、利用者が求める情報へのたどり着きやすさ、機能性・利便性を向上させ、スマートフォンへの対応を図るなど様々な可能性を含めたものとする。

3. 業務の概要

業務名：おおむた「大蛇山」まつり振興会ホームページ改装運営業務

※業務内容の詳細は、別紙の業務委託仕様書のとおり

4. 履行期間

契約締結の日～令和年3月31日まで

5. プロポーザル提案上限額

1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7. 参加資格要件

- (1) 経営状態が著しく不健全でない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

8. 企画提案書等の提出

以下により企画提案書等の書類を提出する。なお、提出書類が不備なものについては受理しない。

① 提出書類

企画提案書類提出届（様式自由） 1部

企画提案書（②による） 正本1部、副本6部

見積書（様式自由） 正本1部、副本6部

※R6年4月1日以降、5年間のサーバー利用・保守・運用に係る見積書を別紙にて提出すること。

② 企画提案書の書式等

用紙サイズはA4またはA3版とし、ページ数は20ページ程度までとする。

企画提案書に添付するデザインはトップページのみで可。なお、全体のイメージが把握できる内容でよいものとする。

提案者の名称は、正本1部の表紙にのみ記載すること。そのほかは、会社ロゴ等を含み、提案者の名称が分かるものは一切記載してはならない。

③ 提出期限

令和5年4月7日金曜日 17時15分必着

④ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※郵送で提出した事業者は、提出期限までに、振興会事務局に電話で到着を確認すること。

9. 審査方法

提出のあった企画提案書の内容をもとに、書類審査を行う。

10. 審査方法及び評価項目

- ① 本プロポーザルの審査は、おおむた「大蛇山」まつり振興会ホームページ改修運営業務プロポーザル審査会（審査員5名）により行う。
- ② 審査は、提案された企画提案書について行う。
- ③ 評価項目及び評価基準、配点については下表のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
実施能力	提案事業者の概要 開発体制	業務を円滑に遂行する能力（十分な知見・専門知識・ノウハウ・類似実績・開発体制）を有しているか。	5点
	スケジュール	スケジュールは確実に遂行し得るものになっているか。	5点
		先行公開が必要なサイトページを順次対応可能か。	5点

業務 内容	本サイト構築	サイトの基本的な考え方（コンセプト）設定は妥当であるか。	5点
		利用者が情報を得やすいサイト設計となっているか。	10点
	デザイン	動画や静止画をうまく使うなど、サイト閲覧者の目を引くデザイン・機能となっているか。	15点
	運用	休日の更新体制など持続可能なサイト運用・コンテンツ制作が想定されているか。	10点
	CMS	担当者が容易に情報更新ができるよう、使いやすい仕組みとなっているか。	5点
		サイト閲覧者からまつりに対する意見を収集できる仕組みとなっているか。	5点
	障害・災害時対応	有事の際の、報告や障害対応の体制は信頼できるものとなっているか。	10点
見積	見積価格の妥当性	経費の内訳・次年度以降の保守管理費用は妥当な見積もりとなっているか。	15点
理解	おおむね「大蛇山」まつりへの理解	本祭の内容や特徴、見どころを踏まえた適切な企画提案となっているか。	10点
合計			100点

- ④ 各委員の審査項目の合計点のうち、最高点と最低点を除いた平均点を算出する。
- ⑤ 本プロポーザルの審査における最低基準点は、④による審査員の評点の平均点を60点とし、これを下回る者は交渉権者とはなれない。
- ⑥ 複数の提案者が同点（最高点）の場合、各提案者について、再度協議の上、委員の投票により過半数を獲得した者とする。さらにその投票数が同数になった場合は、協議により決定する。
- ⑦ 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- ⑧ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成に留意すること。なお、罰則については定めない。

14. 審査結果の通知

審査結果については、令和4年4月12日（水曜日）に提案者に自身の評点と順位を電子メールにて通知する。

15. 契約候補者の決定方法

審査結果により、最優先交渉権者及び第2順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容（業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類）を別紙の「最優先交渉権者協議要領」に基づき協議する。（※）

協議期間は概ね1週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。

協議が合意に達しない場合は、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。

第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容等は交渉により決定する。

17. その他

- ・ 提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的以外には使用しない。
- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・ 委託金額については、契約後の支払いとする。

【問合せ先及び資料等の提出先】

おおむた「大蛇山」まつり振興会事務局（大牟田市観光おもてなし課内）

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地（本庁3階）

電話番号 0944-41-2750

FAX 0944-41-2764

電子メール e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp

おおむた「大蛇山」まつり振興会
ホームページ改装運営業務
委託仕様書

令和5年3月24日

おおむた「大蛇山」まつり振興会広報宣伝部会

1.業務名

おおむた「大蛇山」まつり振興会ホームページ改装運営業務

2.業務の目的

おおむた「大蛇山」まつり振興会（以下、「振興会」）では、平成15年にホームページを作成し、現在に至るまで毎年の開催情報等を発信してきた。現在、情報の取得源はインターネットが大きなシェアを占め、ホームページの担う役割はより大きくなっているが、現状のホームページではまつりの魅力を十分に発信ができていないと難しい。そこで、大牟田市民の誇りである、おおむた「大蛇山」まつりをよりグローバルに、そして魅力的なコンテンツとして発信することで、来訪者の獲得につなげることを目的とし、振興会ホームページをリニューアルする。

単なる情報発信に留まらず、多くの人々が安心・安全におまつりを楽しんでもらえるように、ホームページの見やすさや使い勝手の改善やアクセス分析等により、来訪者の需要や志向等を把握し、より良いおまつりの発展のために、ホームページのリニューアル構築を行うものである。

構築・運用においては、おまつりの魅力をPRするための斬新なデザインや、利用者が求める情報へのたどり着きやすさ、機能性・利便性を向上させ、スマートフォンへの対応を図るなど様々な可能性を含めたものとする。

3.業務の概要

- ・おおむた「大蛇山」まつり及び振興会に関する情報が集約されたポータルサイト（以下「本サイト」）の構築と現在の振興会ホームページ（以下「旧サイト」）からの掲載内容の移行
- ・本サイトの明確なコンセプト設計
- ・集客に繋がる、訴求性のあるウェブデザイン・コンテンツの制作
- ・振興会事務担当者等による継続的な運用が可能なCMSの導入
- ・他のWEBサービスとの調整・連携、アクセス情報の解析・効果測定
- ・長期的かつ発展的な本サイトの保守運用及び活用方法の提案

4.業務内容

本サイト構築などの方針は以下のとおりとし、利用者の誰もが使いやすいサイトとすること。

（1）本サイト構築

- ① Windows、MacOS、iPhone、Android端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能であること。その上で、スマートフォン等他のデバイスの画面で閲覧しやすい内容とすること。

- ② 専門知識がない担当者でもアクセシビリティに配慮された更新用ページを作成できること。また、簡単に情報を掲載でき、均一な完成度となるサイトであること。
 - ③ サイトの管理機能を導入し、市内外への魅力発信力を向上させ、最新の情報を的確に届けられるようなサイトであること。
 - ④ 将来的な拡張性が確保された柔軟性の高いサイトであること。
 - ⑤ SNSを活用し、情報を発信・拡散ができる仕組みをつくること。
 - ⑥ 利用者が必要とする情報に簡単にたどり着き、情報を分かりやすく閲覧できる機能を有するサイトであること。
 - ⑦ サイト構成図に示すページを作成すること。(年度全体ページ、行事ごとの紹介ページなど) これ以外にも提案を広く受ける。
- ※ 運用システム、コンテンツの更新頻度及び体制などを維持して事業を実施していくため、次年度(令和5年度)以降5年間のサーバー保守・運用に係る経費の予算についても見積書を別紙で提出すること。

(2) デザイン作成等

- ① おおむた「大蛇山」まつりを表現しつつ、全世代に受け入れられる安心感のあるデザインであること。
(参考) 博多どんたく <https://www.dontaku.fukunet.or.jp>
クロスロード福岡 <https://www.crossroadfukuoka.jp>
さっぽろ雪まつり <https://www.snowfes.com>
 - ② 写真・動画の活用など、デザイン上の工夫を加えること。
 - ③ UIを意識した、直感的に情報を取得できるレイアウトであること。
- ※ レイアウトやデザイン、コンテンツ内容等については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜振興会と協議を行いながら決定するものとする。

(3) サイトの運用

- ① 本サイトの運用に当たっては、振興会事務局の指示によって随時コンテンツ内容などの必要な更新を行うこと。
- ② 毎年6月及び7月は休日にも本サイトの情報更新をおこなうことができる持続可能な仕組みを構築し、運用すること。
- ③ 本サイトは24時間365日閲覧できるよう運用すること。ただし、災害時やメンテナンス時等を除くものとし、メンテナンス等で停止する場合は、事前にトップページ等にアナウンスすること。
- ④ 振興会から本サイトのシステム利用に関する問い合わせに対応するため、問合せ先と担当者を設置すること。
- ⑤ 問い合わせの受付/回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(4) CMS (コンテンツマネジメントシステム) について

- ① 本サイト構築にはCMSを用いること。
- ② お知らせ等の情報更新を振興会担当者等ができるように構築すること。
- ③ WordやExcelが扱えるレベルであれば情報更新ができるように配慮すること。
- ④ 複数人でコンテンツの更新及び管理ができるシステムであること。
- ⑤ 記事作成のための業務マニュアルを制作し、常時使用もしくは複製可能な形式で提出すること。
- ⑥ ご意見フォームを構築すること。
- ⑦ GoogleAnalyticsを使用し、サイト来訪者の分析が可能であること。GA4に対応させること。(CMSとの連携は必須ではない。)
- ⑧ Googleマップを行事や各山のページに埋め込み、開催地や拠点情報を掲載すること。

(5) サーバの環境

- ① 運用サーバについては、安全なサーバを利用し、オンプレミス、レンタルサーバーもしくはクラウドサーバーを使用し、データを格納すること。また、ドメインは旧サイトのものを引継ぐものとする。
- ② サーバ機器へのシステム構築についても、全て受託者が行うものとする。
- ③ 構築するシステム・サイトの挙動に十分なスペックのサーバを受託者で用意すること。
- ④ OSなどのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。
- ⑤ サーバダウン等トラブルが発生した場合でも早急な対応が可能なこと。
- ⑥ システム構築に当たって、十分なセキュリティ対策を講じること。情報の常時暗号化(SSL/TLS化)に全てのページに対応させること。なお、SSLの更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。認証レベルは別途協議する。
- ⑦ セキュリティレベルはホスティングサービスに準ずる。

(6) システム保守・障害対応

- ① システム障害が起きた場合は、振興会への報告及び本システムを正常稼働させるための作業を速やかに行うこと。
- ② 停電時における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。
- ③ 週次バックアップを行い、セキュリティパッチの適用は最低2か月に1度行うこと。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。
- ④ 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ⑤ 障害が発生した場合は、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰をすること。また、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

- ⑥ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(7) 災害時・緊急時の対応

- ① 休日・夜間であっても迅速に対応すること。
- ② 緊急時の支援として、振興会担当者からの電話やメールでの作業依頼（必要なページの作成・更新作業等）に対応すること。

(8) 公開時期

- ① 令和5年4月末までを目安に本サイトのテストサイトの立ち上げを行うこと。
 - ② 本番公開開始は令和5年6月1日とし、以降令和6年3月31日までを保守・運用期間とする。
 - ③ 公開前に振興会担当者等に対し、本サイト構築・運用上の技術共有を目的とした説明会を実施すること。やむを得ない理由により変更する場合は必ず振興会と協議すること。
- ※ 上記①～③を踏まえたスケジュールを提出すること。なお、上記に定める公開日より早める事も可とする。

(9) その他

本サイトの運営方法、広告等による収入確保の方法及びコンテンツ内容等の独自性や斬新性等について、提案事業者独自の強み及び提案があれば明記すること。

5.開発体制及び方法等

開発体制及び方法等に係わる要件は以下のとおりとする。

(1) 開発体制等

- ① WEBサイト制作の技術力と知識を有した実施者による開発体制を確保すること。
- ③ 実施責任者および実施担当者は、振興会担当者と十分な意志疎通を図ることができること。
- ④ 作業体制に変更が生じる場合、その旨を振興会に報告し、承認を得ること。

(2) 開発環境等

①開発環境

システム開発に必要な開発環境(ハードウェア、ソフトウェア環境等)は受託者が用意すること。また開発に使用する環境においては、ウィルス対策、セキュリティーホール対策等、十分なセキュリティー対策が実施されていること。

②開発場所

システム開発を行う場所は受託者が用意し、必要なセキュリティー確保を図ること。

6.公開後の運用保守

- ① 本サイトの公開後は、令和6年3月31日まで運用保守業務を行うこと。

- ② 令和6年度以降の運用保守業務の受託を可能とする体制をとること。

7.特記事項

(1) 機密保持等

- ① 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。
また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、大牟田市個人情報保護条例（平成14年条例第22号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ② すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また振興会が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、振興会担当者の許可を得ること。
- ③ 振興会及び受託者は、相互に本業務の実施過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、振興会が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

(2) 保守要件

- ① 委託業務の最終成果物の瑕疵に対して納入後3ヶ月間無償補修ができる体制を用意すること。
- ② 委託業務の最終成果物に関する問題で、操作説明書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、振興会の要請に応じて問題解決に協力すること。

8.履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

9.委託価格の限度額

1,100,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

10.納品

以下の成果物を電子データ（word形式とPDF形式）及び印刷物で納品すること。

- ①完了報告書
- ②サイト設計書
- ③サイトマップ
- ④デザインに使用する画像データ一式をデジタルデータ形式で納品すること。また、本市が当該データを使用して、新たな画像を作成することを承諾すること。

11.追加提案

本業務の仕様は、現在、振興会が最低限必要と考えているものである。本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

12.協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は振興会と協議を行うこと。

13.権利の取り扱い

この業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定める規定を含むすべての著作権（著作権法第17条第1項の規定に基づくもの。以下同様とする。）は振興会に帰属し、振興会が独占的に使用するものとする。

14.再委託の制限等

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に振興会に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

15.その他

本業務については、令和4年12月に行われたおおむた「大蛇山」まつり振興会令和4年度第2回役員会・総会にて承認された令和5年度暫定予算に基づき実施するものである。したがって、諸事情により暫定予算が変更となる場合、一部仕様を変更することもあり得る。その際は、委託者・受託者双方協議の上で解決するものとする。